（様式2）

令和7年　月　日

守秘義務に関する誓約書

当法人は、貴県に対し、青野運動公苑企画提案競技において、貴県より受領した青野運動公苑の資料及び情報について、本誓約書記載の以下の事項を厳守することを誓約致します。

1. 当法人は、貴県より開示される資料及び情報（以下「秘密情報」という。）について、その機密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものといたします。また、秘密情報には、貴県が当法人に秘密情報を開示した事実も含みます。
2. 当法人は、貴県より開示される秘密情報について、代表者に代わり代理人が受領する場合には、受領する権限を委任するための委任状を提出するものとします。
3. 当法人は、企画提案の作業検討にあたる当法人内の必要な役員及び従業員に対してのみ秘密情報を開示し、かかる役員及び従業員に対して本誓約書と同等の秘密保持義務を課するものとします。
4. 当法人は、貴県の事前の許可なくして秘密情報を他の目的に利用または第三者に開示、漏洩しないものといたします。ただし、政府機関、規制当局もしくは裁判所の要求に応じる場合、その他法律上開示する義務がある場合にはこの限りではありません。
5. 当法人では、秘密情報を企画提案の作業以外の目的に使用いたしません。
6. 当法人では、秘密情報を複写及び複製いたしません。
7. 次にあげる情報については、本誓約書に定める秘密保持義務を負わないものといたします。
8. 開示、提供を受けまたは知り得た時点で、既に公知の情報
9. 開示、提供を受けまたは知り得た時点で、既に当法人が所有していた情報
10. 開示、提供を受けまたは知り得た後に、当法人の責めによらずに公知となった情報
11. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
12. 当法人では、貴県より請求のあったとき、又は企画提案の作業に必要がなくなったときは、秘密情報を直ちに貴県に返還するものとします。
13. 本誓約書は、下記の日付より1年間効力を有するものとします。ただし、秘密情報が公知となるまでは、本誓約書による秘密義務を負うものとします。

10　当法人は、本誓約書に違反した場合は、これにより貴県に生じた損害についての賠償の責任を負うものといたします。

11　本誓約書は、日本国の法令に準拠するものとします。

12 当法人は、本誓約書に関し、争いが生じた場合は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意いたします。

　令和7年　月　日

　　兵庫県知事　齋藤　元彦　様

　　　　　　　　　　　　　　　　名称、代表者氏名

及び法人所在地